# **REVIEW ESSAY**

小山裕、2015 『市民的自由主義の復権――シュミットからルーマンへ』 勁草書房



# 自由主義的市民社会の社会学的検討

機能分化社会における政治の位置づけ

流王 貴義

### 1 はじめに

本稿が書評の対象としてとりあげるのは、小山裕『市民的自由主義の復権――シュミットからルーマンへ』(勁草書房、2015年)である(以下、同書への参照は括弧の中に該当するページ数のみを記す形で行う)。本書は2016年に第15回日本社会学会奨励賞【著書の部】を受賞している(小山2017)。従って本書はすでに日本の社会学界において「将来性に富む優れた研究業績」であると評価されている(日本社会学会2019)。しかし評者の確認し得た限りだが、2020年9月現在、本書に関する書評は未だ発表されていない」。

確かに本書の書評を書くのは難しい。著者自身の言葉によると本書は「第二次世界大戦後のドイツ語圏を代表する社会学者であるニクラス・ルーマンの社会学を対象とする一つの学説研究」である(223)。実際に、本書の後半部分を構成する第3章から第5章では、ルーマンの社会学の基礎概念と社会理論、政治理論が重点的に検討されている。ただしこれらの章においても、本書はルーマンの学説のみを紹介するのではなく、ルーマンの学説が置かれた「対抗関係」を解明すべく、例えば同時代の公法学者による公共性論・国家論とルーマンの学説との対照を踏まえた分析を展開している(2)。また前半部分に眼を移すと、第2章で分析されているゲオルク・ジンメルはともかく、第1章で詳しく紹介されるロベルト・フォン・モール、序章に登場するカール・シュミットとなると、名前ぐらいはどこかで聞いたことがあるかもしれないが、少なくとも社会学界でその学説が検討の対象になることは少ないだろう $^2$ 。

とは言え、ルーマンが念頭に置く自由な社会とは「対論に開かれたコミュニケイションが基礎となる社会」なのだとしたら、公刊された著書に対し、書評という形での対論を残しておくことには、一定の意義があると思われる。確かに評者は、ルーマンの社会学を専門的に研究してきたわけではない。加えて本書で紹介されるドイツ語圏の思想に通暁しているわけでもない。従って、本書が提示する分析内容の細かな妥当性を検討するには、別のもっと適

切な評者が存在するであろう。しかし本書の射程は、ルーマンの社会学を対象とした学説研究やドイツ思想史におけるルーマンの位置づけの検討といった主題に留まるものではない。本書が提示するように、ドイツの近代社会理論を分析する際の出発点として、「自由主義的な市民社会を支える構造の理論的解明」という問いが1つの焦点になりうるのであれば、この問いをドイツ語圏を越えた社会学史や社会理論の検討課題として引き受けることも可能である(225)。デュルケムの社会学につき、その法社会学や政治社会学という観点から研究を行ってきた評者にとっても本書が魅力的に感じられたのは、本書の射程が「ドイツの近代社会理論」を越えている1つの証であろう(流王 2019)。

本稿では、まずルーマンに対する本書の接近視角の特徴を確認した上で、本書の第3章に着目し、ルーマンの下した理論的な選択の意義に関する本書の分析結果を整理する。次いで本稿は、ルーマンの理論的な選択の背景を明らかにすべく、ドイツの近代社会理論の潮流に関する本書の検討の概要を確認する。最後に本稿は、ルーマンの政治理論に関する本書の分析結果をまとめ、検討すべき課題を指摘し、本書が明らかにしたルーマンの社会理論・政治理論の特徴を、政治や国家を社会学的に論じる際の課題という観点から再検討する。

# 2 ルーマンに対する本書の接近視角

#### 2-1 市民的自由主義という測定基準

前章でも触れたように、本書には必ずしも狭義の社会学者とは現在見なされていない人物が多数登場する。本書を最初から読み進めるならば、ルーマンにアーヴィング・ゴフマン、ユルゲン・ハーバーマス、ヘーゲル、マルクスは良いとして、シュミット、アレクサンダー・リュストウ、アウグスト・ルートヴィヒ・フォン・シュレーツァー、ラインハルト・コゼレック、ヨアヒム・リッター、ホルスト・エームケ、エルンスト=ヴォルフガング・ベッケンフェルデ、ヘルマン・ヘラー、ヴォルフガング・アーベントロート、エルンスト・ルドルフ・フーバー、ロベルト・フォン・モール、ヨハン・カスパー・ブルンチュリ、ゲオルク・イェリネックと並べられると、途方に暮れてしまうであろう(1-29)。

確かに本書の冒頭には、ルーマンの機能分化社会理論は「市民的自由主義の系譜に立つもの」であるとの見通しが示されている(3)。加えて序章のタイトルが「市民的自由主義をめぐる攻防」、第1章が「市民的自由主義と社会の科学」、第2章が「市民的自由主義の社会学的転換」となっているのであれば、本書の前半部分で検討されているのは、市民的自由主義と社会学との関係であり、後半部分ではルーマンに即してその関係が検討されるのであろうとの見込みは立つ。

しかし本書全体の構成を確認した上でも引っかかるのは、なぜ本書はルーマンの学説それ 自体を直接的に検討するのではなく、「市民的自由主義の系譜」との関係においてルーマンの 社会学を理解しようと試みているのか、という点である(1)。この疑問に答えるためには、 ルーマンの社会学の基礎概念を検討している第3章に着目するのが有意義である。というの も本書が試みているのは、「普遍的であることを標榜」しているルーマンのシステム理論のバ イアスを「市民的自由主義に対する態度に即して測定」することだからである(1)。

#### 2-2 学説の対抗関係への着目

ルーマンの社会学もそれを専門としない社会学者にとっては、途方に暮れてしまう対象である。本書の第3章でも、「社会的システムはコミュニケイションから構成されている」、人間を「社会的秩序の完全な外部」に位置づける、「問題解決の別様可能性」を開示する、構造とは「出来事の可能性を限界づける条件」である、システムとは「縮減された複合性をもった秩序」である、といったルーマンの様々な命題が紹介されている(93,98,107,112,123)。このような命題の意味を理解すべく、ルーマンのテキストを読もうとしても、社会的システムやコミュニケイションといった個々の用語にルーマンが与えている特有の定義を踏まえておかねばならず、加えてこれらの命題が相互に関係を持ちながら構成している複雑な体系を視野に収めながら意味を理解しなければならないので、用語集のような存在を手元で参照しながらでないと、テキストの意味を追うのですら困難である(長岡 2006)。

しかしルーマンのテキストを読んでいる時に覚えるのは、ただ単にテキストの意味を理解するのが難しいという印象だけではない。ルーマンのテキストを読み進めるのが非専門家にとって苦しく感じられてしまうのは、そもそもなぜこのようなことをルーマンが論じようとしているのか、その意義がわかりにくいという点にも原因があると思われる。例えば「命令はコミュニケイションの一つの形式にすぎない」という主張も、その内容自体を理解するのはさほど難しくない(93)。コミュニケイションには「情報の伝達と動機づけ」という2つの側面があり、命令はこの2つの側面を「垂直的な権威によって同時に達成するコミュニケイション」であるとの説明を聞けば、この命題の意味は納得できる(96)。しかしルーマンの抽象的な議論の展開を追っているだけでは、なぜルーマンはこのような主張をしているのか、という疑問への答えはなかなか見つからない。だからこそ本書は、ルーマンの学説のみに着目するのではなく、その学説が置かれた対抗関係にまで検討の対象を広げ、ルーマンが提示する個々の命題の背後に存在する理論的な選択の意義を明らかにしようとしているのである。

#### 3 ルーマンの理論的な選択の意義

#### 3-1 位階的秩序像の相対化

では「命令はコミュニケイションの一つの形式にすぎない」という主張の背後に存在するルーマンの理論的な選択とは何なのか。本書によると、このような命題をルーマンが提示しているのは、「位階的秩序像」を批判するためである(96)。位階的秩序像とは、「支配者の命令とその貫徹を合理的秩序の基礎とみなす思考様式から導出される秩序像」である(94)。この秩序像においては、位階の頂点を占める支配者と垂直的な権威に基づき支配者が発する命令こそが、社会秩序の根本に置かれる。他方で、位階的秩序像における個人は「全体の部分としてシステム目的を達成するための手段」として位置付けられるにすぎない³。このような秩序像に対してルーマンは、「位階的秩序モデルにおける命令のような単一のコミュニケイション形式へと単純化として捉える思考様式」では、複合的な秩序を適切に理論化できないと批判して、その相対化を試みるのである(97)。

位階的秩序像の限定づけを通じてルーマンが新たに提示を試みる「複合的な秩序」とはど

のようなものなのか。それが「機能分化」である(97)。機能分化した社会とは「政治、経済、法、科学といったそれぞれの機能に特化したコミュニケイション領域が社会内部に水平的に成立している事態」を指している(97-8)。この機能分化という事態についても、ルーマンによる特徴づけはさほど突飛ではない。近代社会とは、様々な機能領域が分化している社会である、という程度の秩序像ならば、ルーマンの理論に依拠しなくても示すことができるだろう。しかしルーマンの提示する機能分化社会理論の意義を理解するには、位階的秩序像との理論的な相違を踏まえておく必要がある。ルーマンによると位階的秩序と機能分化社会との相違は、「権威の妥当範囲」に関連しているのである。先に触れたように、位階的秩序における権威は「垂直的」なものであり、位階の頂点の権威は社会全体に及ぶものとされている。それに対して機能分化社会における権威は「水平的」なものであり、各機能システムは「自身の管轄事項」に関してそれぞれ「固有の権威」を有しているのである(98)。従って、機能分化とは「政治の領域、経済の領域、学問の領域等の個々の領域の並立であり、機能分化社会とは、各機能システムが各々に有する権威が承認された上で、限界づけられている社会」なのである(219)。逆から表現するならば、機能分化の成立・維持には、権威が「内容に即して形式的に分割」されていなければならないのである<sup>4</sup>(97)。

#### 3-2 社会的な連関を反省しうる個人

機能分化社会という近代社会像についてはさほどの違和感が抱かれないとしても、人間を「社会的秩序の完全な外部に位置づける」というルーマンの理論的決断については、不可思議な印象を抱く人が少なからず存在するであろう(98)。このルーマンの理論的な選択の意義を本書は、ハンス・フライヤーの個人化論との対比を通じて、説得的に提示している。

フライヤーによると、産業化の進展する 19 世紀以降の社会において、人間は「システムから各々に割り振られる役割の交点」に立たされる存在となっている。様々なシステムは相互に関連しており、個々の人間も「システムにおける相互の役割を介して噛み合うよう組織化」されているのである。機能分化を分業に伴う組織化の進展と解するのであれば、このような事態を機能分化の成立と見なすことも可能であろう。しかしフライヤーは、システムにおける役割として人間を組み込んでゆく社会に対して否定的である。フライヤーによれば、産業社会における人間は「種々のシステムに対する貢献へと縮減」された結果、「無限の空虚」を生み出す「アトム化した個人」になってしまうのである。従ってフライヤーにとって人間の個人化とは「孤立化」を意味しているのである(99–100)。

では機能分化は人間の「孤立化」という帰結を必然的に招いてしまうのか。ルーマンはジンメルの個人化論を踏まえながら、フライヤーの議論の相対化を試みるのである。ルーマンによると、このフライヤーの主張は「個人を社会の部分と捉える思考様式」に基づくものである  $^5$  (101)。このような思考様式を前提としている限り、一方で組織の側からしてみると、組織から「逸脱する個人の存在は、当該秩序の完全性の欠如」であると捉えられ、他方で個人の側からしてみると、「社会や組織の合理化の進展は、自身の自由の領域を脅かすもの」と捉えられてしまうのである  $^6$  (101–2)。それに対してルーマンは、複合的な秩序と個人の自由との概念的な両立が可能となる理論の構築を試みるのである。この両立のためにルーマン

は、フライヤーが前提とする思考様式それ自体を批判し、「人間を社会的秩序それ自体の構成要素から除外する」という理論的な決断を行ったのである(102)。

しかし人間を社会的秩序の構成要素から除外するのであれば、フライヤーの批判する「無限の空虚」を生み出す「アトム化した個人」としての側面がさらに強化されてしまうのではないか。この疑問に答えるための鍵となるのが、ジンメルの個人化論である。

ジンメルは「多様な相互作用の交点として立ち現れる個人」に着目した社会学者である (80)。社会学者にとって、このジンメルの着目自体はありふれたものかもしれないが、この 着想と個人の自由という観念とを関連づけようとするならば、慎重な議論が必要となる論点である。なぜなら、人間を「あらゆる歴史的・社会的諸条件から超越した主体」として把握するのではなく、多様な相互作用の交点として把握するのであれば、個人に対する社会からの影響が強調され、個人の責任や自由といった観念が意味を持たなくなってしまう可能性があるからである (81)。この難問に対してジンメルは、個人に対する社会からの影響を指摘しながらも、個人の責任や自由という観念を救い出すべく、個人と集団との関係を理論的に再検討している (74-5)。この再検討を行う際にジンメルが提起するのが「分化」という論点である。ジンメルによると、全体からの個人の分化は「個人が自身に起因する原因なしに全体や他人に左右されることを遮断」し、個人を「自立した存在」にする。逆に言うと、個人の責任や自由といった観念が意味を持ち得るには、「個人とその人が属する集団全体」との分化が条件となっているのである (76)。ただしここで言う分化とは、相互が無関係な状態にへと変化することを意味しているのではない。ジンメルによれば個人と集団との分化とは、「個人と集団が互いに自立した領域」を形成している状態を意味しているのである (77)。

では、個人と社会とが相互関係を保ちながらも、互いに自立した領域を維持するには何が必要なのか。ここでジンメルが提示するのが「自らの内部で自身の行為が置かれた歴史的・社会的な脈絡を絶えず捉え直す反省的な主体」という個人像である(81)。確かに個人は、自らの置かれた歴史的・社会的な脈絡から様々な影響を受けている。しかしその個人が同時に、自らの置かれた歴史的・社会的な脈絡を反省できるならば、自らに対する社会からの影響を自覚するだけでなく、「未来に対する自身の行為」の影響と責任とを自覚することも可能になる(81)。個人が置かれている多様な相互作用の交点を、「孤立化」ではなく「個性化」の源泉としてジンメルが捉えられたのは、特定のシステムにおける役割に没入するのではなく、相互に独立した「複数の社会圏」に所属した上で、この自らが置かれた歴史的・社会的な脈絡を反省し得る個人という像を打ち出し得たからである(90)。

このジンメルの提示する個人が、自らの置かれた歴史的・社会的な脈絡を反省するためには、どのような足場が必要なのか。ジンメルの個人化論を引き継ぐ際にルーマンが着目するのが、「良心の自由」である。ルーマンによると、良心とは「個々人の内面に存在しうるもの」であって、「個人の外部にその理由と根拠」を求めることはできない。従って、良心の担い手は、ジンメルの言う「多様な社会圏」の交点やフライヤーの言う「システム」の交点に立つ存在としての個人ではない(102)。というのも「自己を取り巻く社会的な連関」を反省するためには、その社会的な連関からの一定の距離を必要とするからである。この自己を取り巻

く社会的な連関からの距離を個々人に保障するのが、良心の自由である。良心というフライヤーが「無」としかみなさなかった領域への着目を通じてルーマンは、「多様なコミュニケイションの結節点」となりうる「社会的影響からの切断を想定しうる個人の概念」をその理論の出発点に置いたのである(104, n.15)。

# 4 ルーマンが背景とするドイツの近代社会理論

#### 4-1 シュミットによる市民的法治国家批判

社会秩序の基盤として、位階の頂点を占める支配者の垂直的な権威ではなく、内容に即して水平的に分化した権威に着目する。複合的な社会と個人の自由とを対立的に捉えるのではなく、自己を取り巻く社会的連関を反省しうる個人に着目する。本書によると、このようなルーマンの理論的選択の背景には、「国家や社会といった集合体からの自由という意味での自由主義的自由を社会理論」に組み込んだ上で、「自由主義的自由を可能にする社会秩序の構造的条件を探求」するとの問題関心が存在しているのである(101-2)。

自由主義的自由に着目するか否かは別として、社会学の立場からすると、自由主義的自由を社会理論に組み込み、自由主義的自由を可能にする社会秩序の構造的条件を探求するというこのルーマンの問題関心は、それほど奇異なものには感じられないだろう。しかし本書の主張によるならば、社会学者としてのルーマンの選択は、ドイツの近代社会理論の系譜に対する独自の応答としての意義を持っているのである(216)。このルーマンの選択の意義を検討するためには、序章「市民的自由主義をめぐる攻防」の議論を確認しておく必要がある。

ドイツの近代社会理論の系譜において自由主義的自由の保障という課題を担ってきたのが、本書のタイトルにもなっている市民的自由主義である(13)。単なる自由主義ではなく、市民的という形容が付されているのは、この「自由主義の中心的な担い手が市民層」だからである<sup>7</sup>(13)。市民的自由主義の代名詞が「国家と社会の自由主義的区別」であり、この国家と社会の自由主義的区別を具体化させたのが、シュミットの言う「市民的法治国家」である(14–5)。

シュミットによると市民的法治国家とは、国家や国制=憲法といったものを「市民的自由の保障の体系、権力分立、成文憲法」として理解する発想である(18)。ここで言う市民的自由とは、「私人を基礎とする私的領域として措定」された社会における「自由な競争と自由な議論」を意味している(15; 16, n.9)。市民的法治国家において、個人の自由は基本権として憲法で保障されており、私的な領域としての社会における個人の自由は「原理的に無限定」である(16)。

以上のように市民的法治国家を定式化した上でシュミットは、その批判に着手する。シュミットによると市民的法治国家は「実定法の水準に立てこもり、その背後を不問とするいわゆる法律実証主義」の思考様式に則っている。言い換えるならば、市民的法治国家とは、「当該国家が置かれている現実を度外視」し、憲法に個人の自由が明文化されていれば「その理想が自動的に実現する」と考える発想である。シュミットによると、このような発想は市民的法治国家の「背後にあって、市民的法治国家の国制それ自体」を成立させた「現実的な政

治的決断」を理論の枠外に置いてしまうのである(18)。

では市民的法治国家の国制それ自体を成立させた現実的な政治的決断とは何を指しているのか。シュミットによると近代の国制は、「基本権と権力分立に代表される市民的法治国家的構成部分」と「再現前と同一性に代表される政治的構成部分」との2つの部分からなる(19)。専ら実定法の水準のみに着目する法律実証主義の思考様式が視野に収めているのは、市民的法治国家的構成部分というこの前者に限られている(23)。それに対してシュミットは、現実の市民的法治国家が依拠している後者の政治的構成部分へと着目する必要を説くのである。シュミットによれば、この国制の政治的構成部分を成立させるのが、「憲法制定権力の行為」である(18)。

基本権や権力分立といった憲法に規定された国制のみならず、その背後に存在し、憲法が規定する国制を成立させた政治的決断を憲法制定権力として概念化したこのシュミットの議論は、憲法制定権力による新たな決断によって、市民的法治国家という既存の国制を覆す理論的可能性を切り開くことになった<sup>8</sup>(19)。1930年代のドイツにおいてこの理論的可能性は、アドルフ・ヒットラーが統率する帝国政府の決定の全面的な正当化と、国民社会主義への賛同を通じた「市民的自由主義の全否定」として現実化したのである(19–20)。

シュミットの政治的選択は別として、法律実証主義への批判と重ねつつ、市民的法治国家の意識されざる前提を指摘したシュミットの議論は、第 2 次世界大戦後に発足したドイツ連邦共和国の「政治・社会理論家たちに一つの準拠枠を提供」することになった(21)。本書の主たる分析対象となっているルーマンも、その準拠枠のなかで自らの議論を展開した一理論家である(26)。では、市民的法治国家に対するシュミットの批判を引き受けた上で、市民的自由主義を復権させることは可能なのか。ルーマンが社会学者として下した理論的選択とは、国家と社会の自由主義的区別という市民的自由主義の前提を「さらに基底的な社会構造」にまで掘り下げる作業を通じ、シュミットの言う憲法制定権力とは異なる基盤に、市民的自由主義を基礎づけるという課題の設定を意味していたのである(25)。

#### 4-2 市民的自由主義の源流としてのモール

市民的自由主義の復権には、国家と社会の自由主義的区別という市民的自由主義の前提の 再検討が必要である。しかしなぜ国家と社会の自由主義的区別がなされていれば、自由主義 的自由が保障されると思われていたのか。この 19 世紀の市民的自由主義の前提を、シュミッ トとは異なる角度から追跡するのが、第1章の「市民的自由主義と社会の科学」である。

市民的法治国家や市民的自由主義といった政治的自由主義の潮流において重視されているのが、国家権力の制限である(28)。逆に言うと、国家権力を一定の範囲内に制限すべきとの主張の背後にあるのは、市民の自由の擁護という価値づけである。このような意味での政治的自由主義をドイツにおいて定式化したのが、ヴィルヘルム・フォン・フンボルトである(31)。ただしフンボルトが自由の担い手として想定していたのは、あくまでも「個人」である。そのため、自由を保障するためにフンボルトが主張したのは、「国家と個人の自由主義的区別」である(32)。

しかしフンボルトも示唆するように、個人は他者との結合のなかで生活を営んでいる。こ

の「国家と個人の間にある広大な領域」を「社会」と呼び、自由の基盤として単なる個人だけでなく、この「諸個人の結合」それ自体の意義を認めながら議論を行ったのがロベルト・フォン・モールである(45)。従ってモールが主張するのは、国家と個人の自由主義的区別ではなく、「国家と社会の自由主義的区別」となる(32)。

モールは個人だけでなく、国家と個人の間に広がる社会という領域にも視野を拡大しているが、逆に国家についてはどのような捉え方をしていたのか。実のところモールは、国家の概念から意図的に「権力や統治権力といった要素を除外」している。なぜモールがこのように国家を概念化しているのかというと、それは「国家を君主の恣意から切断するため」である。確かにモールが直面していた状況において「統治権力を掌握していたのは君主」である。ただし君主が無制限の権力を持っていたわけではなく、君主と「諸身分」との「緊張関係」により、その権力には一定の制約が課されていた(34-5,37)。このような状況を踏まえてモールは、君主だけでなく、君主と緊張関係にある諸身分、さらには諸身分の「背後にあるフォルクの側」までを含む「公秩序」として国家を定義し、統治権力を理論的に制限しようとしたのである(36)。

では統治権力としてではなく公秩序として定義された国家は、どのような目的を達成するために存在しているのであろうか。モールによると、公秩序としての国家が達成すべき目的の具体的な内容を定めるのが、「その時代、その地域において、人々によって承認された共同生活の目的」である(36)。従って、共同生活を営む人々が抱いている目的の観察なしには、国家目的を定めることはできない(36-7)。しかし人々が望むのであれば、どんな目的であっても国家は追求すべきなのか。もちろん追求すべきでないとの答えを理論的に下すことはできない。このような理論的速断は、観察なくして国家目的の具体化はなされないと主張したモール自らの前提に反してしまう。ただし人々の側が、国家が追求すべき目的の中身に関する疑問を共有し、国家目的を「限界づけ」るべきという目的が、共同生活を営む人々に広く観察される状況が生じる可能性はある(37)。それが「法治国家」である<sup>9</sup>。

法治国家において人々が抱く目的とは「あらゆる未来に備えて徹底的な自己陶冶を現在において積む」ことである。この目的の特徴は、具体的な内容を予め規定していない点である。現在において積むべき自己陶冶の具体的な内容は、各人がそれぞれに考えるべきものとされている。従って法治国家の下で生きる人々にとっての最上の原則とは、「理性と法の範囲内での市民の自由」ということになる(39)。よって法治国家という国制は「市民の自由を最上位の原理」とするのであり、国家による市民の自由の侵害は、この最上位の原理に反するのである(43)。

本書におけるモールの法治国家論の検討を敷衍するならば、国家と社会の自由主義的区別により自由主義的自由が保障されるには、2つの前提が必要だとわかる。1つ目の前提が統治権力と社会との緊張関係である。統治権力と緊張関係に立つ社会を具体的に担うのは、かつてであれば諸身分であり、後には市民層となる。しかしこの緊張関係が事実として存在しているからこそ、緊張関係を含む公秩序を国家と定義することを通じて、統治権力の理論的な制限が可能となるのである。2つ目の前提が、自由主義的自由に対する価値づけが社会の側

に共有されていることである。モールが自らに課した格率に従うならば、公秩序たる国家が 達成すべき目的は、人々が実際に抱いている目的により左右される。従って例えば、現世の 生は「来世の、高次の、崇高な生のための準備である」という見方が人々に広く共有されて いるならば、法治国家は成り立たないのである(38)。

#### 4-3 国家と社会の自由主義的区別の変容

市民的自由主義を支えていた国家と社会の自由主義的区別は、統治権力と社会との緊張関係、社会の側における自由主義的自由への価値づけの共有という2つの事実に支えられていた。しかし事実である限り、そこには変化の可能性がある。

前者の変化は実のところモール自身も感じ取っていたものである。その変化の背景となっているのは、「社会の改善と変化」のための実力手段として国家を捉える発想の広がりである <sup>10</sup> (44)。確かにモールも、行政の活動により「個人の力では克服しえない外部環境」を除去することは、法治国家の下においても認められると考えていた (41-2)。ただしモールは「行政による外部環境の整備を通じた自由・自立の支援に公的活動は制限されるべき」という原則を立てており、例えば「財の再分配による平等の実現」といったこの原則を越える行政の活動は、「市民の自由」に反すると評価している (43)。確かにモールは、「障碍となっている外部環境の除去によって支援されるべき利益をどのように発見すべきか」という問いに答えるためには「社会学という独立の学問」が必要であると主張している (33,53)。しかし同時にモールが社会学と国家学との境界確定を重視しているのは、国家が「特殊な利益によって形成されているにすぎない集団に直接的に左右されることを拒」もうとしたからである <sup>11</sup> (52)。しかし逆から言うならば、法治国家の原則を越え、特定の中間集団が自らの利益追求のために、国家へと直接的に結びつくといった事態が生じるならば、統治権力と社会との緊張関係という事実が揺らいでしまうのである。

統治権力と社会との緊張関係を揺るがせるもう1つの背景が、議会の位置づけの変質である。モールによれば議会とは、社会を「構成する利益集団」が「統治権力に対して自身の利益を守りうるようにするため」の存在である(54)。このモールによる議会の捉え方には、先に指摘した統治権力と社会との緊張関係という市民的自由主義の前提が反映している。しかし19世紀後半になると、ドイツでも男子普通選挙が実施され、「政党が安定した票数を得るために特定の利益団体と結合する」という事態が生じていた(92)。この議会の位置づけの変化を鋭敏に捉えていたのが、シュミットである。シュミットによれば、19世紀の市民的・自由主義的法治国を支えた「国家と社会の二元主義は、両軸の対抗関係が失われることにより、すなわち議会が政府に対して優位に立つことで国家が完全な立法国家になることにより、根底的な変化を遂げた」のである(160)。この「政党による大衆の組織化」こそが、「弱い全面国家」の成立の原因であるとシュミットは指摘するのである(176)。

実のところ、この議会の変質に対応し、国家の自立性を保持しようとした論者は、シュミット以前にも存在する。それが法律実証主義に基づき、国法をモールのように国家学的に考察するのではなく、法学的方法のみで考察することを説いた国法学者である(海老原 1987: 358 -60,379)。考察の対象を実定法のみに限定するならば、社会や政治の状況といった事実に左

右されない形で、国家権力の制限や自由主義的自由の保障を論じることが可能となる。シュミットが市民的法治国家論と名付け、実定法の背後を度外視するものとして批判しているのは、この法律実証主義に基づく国法学者の議論である。

大衆を組織化した政党が議会に勢力を持ち、社会を構成する利益集団が議会による立法を通じて、自らの「社会的・経済的問題」を「国家的問題」として追求する(160)。シュミットによるならば、この「弱い全面国家」へと変容する状況において、「社会に対する奉仕者」「法規範の体系に服する非自律的な存在」であった市民的法治国家は、その前提を喪失しているどころか、変化した事態を追認するだけの存在になっている(16)。よってシュミットに残された選択肢は、「個人および社会と真に対峙する公共性の絶対的な独占者としての国家」を復権すべく、「強い全面国家」によって「弱い全面国家」を「打破」するという構想になるのである 12(16, 176)。

#### 4-4 初期ドイツ連邦共和国における社会理論の課題

ドイツ連邦共和国において、「強い全面国家」への変革を通じて、社会に対する国家の自立性を保持し、自由主義的自由は完全に放棄する、というシュミットの構想は、禁じられた選択肢となった。しかしシュミットの決断とは逆に、自由主義的自由の保障という理念を保持しようと思うのであれば、19世紀の市民的・自由主義的法治国家を支えていた「国家と社会の二元主義」の崩壊というシュミットが指摘した問題に対して十分な回答を提示する切迫度はより高いものとなる。かつての基礎が失われた状況において、その理念に実質を伴わせるためには、いかなる工夫が必要なのか。このような課題を追求する筋道を追ったのが、第4章の「市民的自由主義の再解釈」である。

本書によれば、初期ドイツ連邦共和国における新たな社会理論の構築は「19世紀に成立した国家と社会の区別という枠組みの再解釈を伴うもの」であった(149)。例えば『公共性の構造転換』でハーバーマスは、「議会へと制度化」される以前の「市民的公共性」に着目することを通じて、「私人からなる公衆」が「議会外から」政治権力を監査するという政治権力との「分節的関係」を取り出している。その上でハーバーマスは、「国家と社会の自由主義的区別」の内実を「公開と監査」という抽象化した形で定式化し、国家機関だけでなく「国家に関連した活動を行うあらゆる組織への公開請求の拡大」に期待を寄せているのである(135-7)。

対してエームケは、国家を君主やフォルクの「上に君臨する客観的な法秩序」と捉え、政治や社会に対する国家の自立性を保持しようとする発想は、ヨーロッパの伝統から分離してしまったドイツに固有の理論であるとの指摘を行っている(142-3)。その上でエームケは、「社会・経済集団が多元化した現代」において「国家と社会の区別に依拠する思考」を貫こうとするならば、そうした「諸集団に対する政治的な中立性」を国家に求めることになり、結果として「権威主義的体制を称揚する帰結」に至ると主張している(142, n.24)。このようなドイツの政治的思考に代わってエームケが推奨するのは、国家という言葉で表現されていた実態を分節化し、「経済的、社会的、文化的生活のすべてを包括するもの」としての「政治的公共体」と、政治的公共体の「内部に構築」され「意思形成、指揮、調整、誘導によって、統合的に作用する政治的構成部分」としての「政治システム」とに区分して捉えるアングロサ

クソン圏の概念体系である(143-5)。

このエームケの議論に対してベッケンフェルデは、国家と社会の区別は「ドイツのみならず、近代のヨーロッパ大陸で生じた国制史上の出来事に対応するもの」であるとの反論を寄せている。その上でベッケンフェルデは、個人を「身分制的秩序」から「解放」し、「前国家的な自由の領域」を生み出すに際しての国家の役割に改めて注意を促した上で、「民主的な決定にさえ左右されない諸個人の自己決定としての自由を確保」すべく、「政治権力の限界づけの必要」を改めて説いているのである(146-8)。

# 5 ルーマンの政治理論

#### 5-1 自由主義的国家理論への批判

ルーマンもまた「この国家と社会の区別の再解釈という問い」に取り組んでいる(149)。 まずルーマンは「国家と市民の力の総量が一定であるとの前提のもと、両者を相互に敵対的 なものと捉える」思考前提を「自由主義的国家理論」と呼んで批判している。なぜこのよう な思考前提が不適切なのかというと、自由主義的国家理論の下では、「国家と市民の相互作用 の増大」が「国家と社会の区別の消滅」と捉えられてしまうからである(150)。ルーマンは 逆に、「国家と社会が各々に自立した領域を形成しているからこそ、両領域の相互介入が生じ うる」と指摘し、「社会秩序における分化と相互依存の同時進行という現象」を把握できる理 論の提示を試みているのである(150-1)。

次にルーマンは「国家という語の中に、政治的なるものの包括的秩序を見出すドイツ的国家観」を批判している。国家に代わる秩序の単位としてルーマンが導入するのが「社会秩序」という概念である(155)。その上でルーマンは、「拘束力のある決定による社会的問題の解決という機能を果たす特別な社会システム」を意味する「政治システム」という概念を導入し、政治システムを「社会秩序という包括的単位の中に並立する宗教、経済、文化といった他の機能システムの一つとして位置づけ」るのである(156-7)。

旧来のドイツ流の国家理論を批判する一方でルーマンは、「国家と社会の区別や法治国家の概念によって、非政治的な公的領域や私的領域と政治の分化が可能になっている点」は肯定的に評価している(157)。言い換えるならばルーマンにとっての課題とは、「法治国家という実証主義公法学の成果を真に支え得る社会構造の認識」なのであり、本稿の第3章第1節で確認した通り、その社会構造として「機能分化」という概念をルーマンは導入したのである(154)。

#### 5-2 自由主義的自由の定式化

機能分化という社会構造に自由主義的自由の基礎を求めるルーマンの議論において、自由を脅かす存在となっているのは、「分化の解消」による「コミュニケイション領域全体の政治化の危険」である(161)。しかしルーマンによると、機能分化とコミュニケイション領域全体の政治化とは、必ずしも相反するものではない。というのも先にも指摘したように、機能分化は「政治の領域の自立」を含意するが、同時に分化の解消の危険性は、政治システムの

自立化に起因しているからである(161-2)。

この逆説的な指摘を通じてルーマンが警戒を促しているのは、機能分化という社会構造が「自立性を獲得した政治システムに端を発する」形で崩壊する危険性である(161)。この危険が顕在化した状況とは、「一党独裁体制」に限られない。例えば「二大政党制における対立」が政治の領域を越え、「宗教的、文化的、経済的、家的、団体的な関係の中に」持ち込まれてしまう状況もコミュニケイション領域全体の政治化を意味している(162)。従って分化の解消を引き起こすのは基本的に、「政治による他の市民社会の各領域への侵入」であるとルーマンは考えている <sup>13</sup>。ただし注意すべきなのは、その侵入が常に「政治」の「名のもとで直接的に実行されるわけではない」点である。ルーマンによれば「道徳、合意、常識」といったメカニズムも同様に「市民社会を統制し画一化」させるのである(165)。

このような「全面的な政治化」の危険に対し、機能分化という「社会構造を維持」するためのメカニズムとしてルーマンが期待を寄せたのが「権力分立と基本権」である <sup>14</sup> (164)。まず後者の基本権についてルーマンは、基本権が保障している自由主義的自由を、機能分化という社会構造の水準で実定的に捉え直すべく、「コミュニケイション機会の保障」として定式化し、社会に対する国家権力の不適切な干渉だけでなく、市民社会を統制し画一化させるメカニズム一般への警鐘を鳴らしている(164–5)。従って機能分化社会というルーマンが提示した近代社会の一類型とは「個々の人間が各々に人格を持った一個人として、経済的、宗教的、あるいは文化的な活動を、政治に直接的に左右されることなく、自由に展開することができる社会構造を有する社会」を意味しているのである(165)。

#### 5-3 ルーマンの法治国家論

機能分化社会という近代社会像の提示とコミュニケイション機会の保障という形での自由主義的自由の定式化を通じてルーマンは、社会の側の多元性を維持し、政治による社会の一元化に対抗しうるメカニズムを理論化している。しかし機能分化社会への移行の指標でもあり、かつ機能分化社会を崩壊させる端緒にもなりうる「政治の領域の自立」をどのように捉えるべきなのか(171)。この課題を追求したのが第5章の「リベラル・デモクラシーのシステム理論」である。

機能分化という社会構造が法治国家を支えているとして、法治国家自体をルーマンはどのように捉えているのだろうか。法治国家の概念をルーマンは、「政治社会から機能分化社会への転換の終わりの始まりに位置づけ」て分析している。従ってルーマンの法治国家論を検討するには、法治国家と対置させられている「政治社会」の内実を踏まえる必要がある(171)。

政治社会としてルーマンが考えているのは、「政治システムが包括的な社会的システムそのものとして立ち上がった」状況である(170)。従って政治社会は、「政治こそが社会全体を構成する上での本質であり、社会を代表=再現前する部分であると概念する思考」に支えられている(171)。しかしルーマンによると、政治社会における政治は必ずしも無制約なものではない。というのも政治社会においては、「政治上の役割」が「家長であること、自立した経済的な基盤を有すること」といった「他の役割」と一致していたため、その支配には「一定の制限が設けられていた」からである(172)。

それに対して機能分化社会では、政治上の役割とその他の役割との「潜在的な連関」が失われている。その結果、政治支配を制限するには、「明示的にその限界を画す」必要が生まれるのである。ルーマンによると、政治支配に対するこの明示的な限界づけこそが、法治国家である。従って機能分化社会の維持には、「自立した政治システム、法治国家思想、そして実定法の構造的連関」が必要なのである(172)。

ルーマンによれば法治国家の概念とは、「政治が、自らの決定によって生み出される法によって、自身を拘束するという再帰的なメカニズム」を表現しているのである(173)。政治が法を生み出すと同時に、生み出した法によって自身を拘束するとは、「政治の自己拘束」を意味する(172)。自分自身で自分を拘束するのは実際上困難なため、自己拘束を適切に行うには、自分自身の内部を分割し、それらを組みあわせることによって、互いに互いを拘束する制度を構築するのが有効である。従って、政治の自己拘束を実効的たらしめるには、「法治国家に適合的な政治システムの内部構造」を示す必要がある(172,174)。そのためにルーマンが推し進めたのが「政治システムの内部分化」と「新たなデモクラシー概念の構築」である(174)。

法治国家に適合的な政治システムの内部分化としてルーマンが指摘するのが、「政治と行政の分離」である。この政治と行政の内部分化を可能とするのが、「政治システムの完全な自立と実定法の実現」である。この分化により、政治が「正統性の創出」を担い、行政が「正統性の使用」を行うという分離がなされる(175)。この分離が意味する原則とは、政治が「行政によって実現されるべき正統な目的」を生み出す役割を担う一方で、その目的を「いかに合理的に実現するか」という役割は行政が担い、政治はそこに介入しないというものである。従ってルーマンの図式においては、政府与党による「官僚制的行政への専横で直接的な介入もまた、反法治国家的でイデオロギー的に一面化された自由なき社会を象徴する現象」と捉えられるのである(177)。ただしルーマンの言う行政には「狭義の行政だけでなく、議会や司法も含まれている」点には注意すべきである。従って実定法との直接的な関わりを持つのは「行政だけ」であるとの定式化が意味しているのは、狭義の行政のみならず、議会や司法も実定法に拘束されるとの主張である(176)。

#### 5-4 ルーマンのデモクラシー論

では狭義の行政だけでなく議会や司法からも区別された領域としての政治システムは何を意味しているのか。その内実を理論化するためにルーマンが遂行したのが、新たなデモクラシー概念の構築である。ルーマンによれば法治国家との構造的な適合性をもつ政治とは「多党制」である。ルーマンの言う多党制とは、「利益を分節したり、一般化したり、権力の配置と合意の機会を形成するという政治的な機能を果たす能力は直接的かつ抜本的に選挙において評価される」というものである。多党制においてそれぞれの政党は「いかに多くの議席数を確保するか」を競っている「5。複数の政党が自らへの支持を集めるべく「行政が従うプログラム」を公衆に提示し、公衆の側は「複数の選択肢の中から支持すべきプログラム」を選択する。この選挙を主軸とした競争を通じて政党政治は、行政が従うプログラムに対する「正統性を創出」することができるのである(177)。逆に言うと多党制が実質的な意味を持つた

めには、政治システムの内部に「社会の対立を反映しうるに十分な選択肢が準備」されている必要がある。というのも、実質的な選択肢を欠いているのであれば、選挙が「単なる儀礼的な喝采」になってしまうからである(177)。従って、法治国家における政治システムとは「構造的な不確実性を確保する場」なのである(179)。

多党制における政治の担い手は「政党」である。しかし多党制が実質的に機能しているならば、それは「絶対的な正統性をもつ政党が存在しない」ということを意味する(179)。社会構造の転換を記述するためにルーマンが導入したのは「二値コード化」の概念であるが、近代デモクラシーのコードとしてルーマンが提起するのは「与党(Regierung)/野党(Opposition)」という区別である(179–80, 208)。この二値コード化が指示しているのは、「統治のあらゆる行為に対して、同等の実現可能性をもった対案が提示されるという構造の形成」である(209, n.52)。いまの時点で特定の政党が与党として政権を握っていたとしても、与党の政策プログラムに対する代替案が野党から提示されており、次の選挙で政権与党が変わる可能性があるならば、現在の政策プログラムに付与されている正統性は常に疑問に曝されていることになる。与党/野党の区別に基づく多党制とは、特定の政策プログラムに対する正統性を創出すると同時に、その正統性を相対化し、不確実性を確保する構造なのである。

この「与党/野党」というコードに基づく近代デモクラシーは、どのようにして成立するのだろうか。ルーマンによるとこの「与党/野党」というコードは、「政治システムの再コード化ないし超コード化」である(209)。言い換えるならば近代デモクラシーをルーマンは、「すでに政治システムの分立を担った基礎コードが改変されることで成立するもの」と理論化しているのである(209–10)。

ルーマンによれば政治システム分立の基礎となるのは、「権力の一義的な確定」である。この権力の一義的な確定は、「権力差が階層的に固定化されることで達成される」。従ってその政治システムの基礎コードは、「上位権力/下位権力」という成層的なコードとなる(210)。しかしデモクラシーは、「政治システムの一体性を担う上位権力」としての統治権力が、「現行の統治権力とそれに対する代替案を担いうる対抗勢力」へと分割されることによって達成される。言い換えるならば、デモクラシーは統治権力の一体性の中に、時間的な分割を制度的に埋め込むことを意味しているのである「6(210)。このデモクラシーへの転換により、現行の統治権力=与党の存在理由は「偶有的になり不安定化」する。しかし現政権に潜在的な偶有性を付与する対抗勢力=野党もまた「現行の統治権力と同等の政権担当能力を備えている存在として政治システム内へと包摂」されているならば、政治システムの境界自体は安定的なままに留まるのである。従ってデモクラシーへの移行により不安定化の範囲は、「政治システムではなく、狭義の政治に限られる」のである(211)。

この不安定化の範囲の限定づけこそが、政治に対するデモクラシーの優位性なのである。 上位権力/下位権力という成層的なコードに基づく政治システムにおいては、上位権力たる 現行の統治の否定は、政治システムそれ自体の否定に直結しうる。逆に言うと下位権力に よる対案の無媒介な実現は、上位権力によって「政治システムの転覆」と捉えられてしまう (211-2)。しかし与党/野党という水平的なコードに基づくデモクラシーにおいては、「現行

の統治の否定が政治システムそれ自体の崩壊に直結しない」(211)。現行の統治の否定は統治権力を担う政党の変更を引き起こすだけであり、多党制に基づく政治システムそれ自体は安定的なままに保持されているのである。

位階的秩序像に基づく成層分化社会において「頂点の分割は考えられない」事態である。機能分化社会においてはじめて、「政治が分立した頂点によって作動」することが可能となる。このデモクラシーという概念によりルーマンが描くのは、「統治能力という点では平等な政党間の頂点をめぐる争いが、自律した政治システムの内部へと限界づけられている社会」なのである(217-8)。機能分化により政治の自立性を獲得した社会は、自立化した政治が市民社会を画一化する危険を抱え込むことになった。しかし機能分化社会がデモクラシーを装備するならば、政治領域における対立を政治システムの内部に封じ込め、かつ統治権力の時間的な分割を通じて、政治システム内で統治権力を制約することが可能となるのである。

# 6 残された課題

本書が提示するルーマンの社会理論・政治理論の骨子は以上の通りだが、本書の内容をさらに展開するための論点として、以下では4点を挙げたい。

1つ目がモールの法治国家論が前提としていた2つ目の事実に関する問題である。法治国家による自由主義的自由の保障というモールの議論は、自由主義的自由に対する価値づけが社会の側に共有されていることを前提としていた。実のところルーマンもこの前提には意識的である。機能分化社会を最終的に支えているのは「位階的秩序を拒絶する我々のメンタリティー」であり、「それぞれの権威が他の権威に直接的な影響力を発揮することを不当なものとみなす人々の意識と期待」である(98,218)。加えてコミュニケイション領域全体の政治化の防波堤となるのは、例えば「選挙権者という政治的役割の、経済的、職業的、文化的といったその他の役割からの切断という意識」である。このルーマンの指摘の背後にあるのは法律実証主義に対する批判であり、「憲法が制定され、法律が範例に従って調えられているというだけでは、法治国家は実現されえない」という判断である(173)。従ってこのルーマンの指摘は、自由主義的自由という価値が人々に共有されていることへの楽観というよりはむしろ、機能分化社会が維持されうる基盤を掘り下げた結果突き当たってしまった究極的な事実の指摘として理解すべきものである。ではこの自由主義的自由に対する価値づけはどのようにして共有されうるのだろうか。本書の議論を踏まえるのであれば、その鍵は「科学、愛、経済、宗教におけるコミュニケイションの様態」の分析になるのだと思われる(173)。

2つ目が政党に対するルーマンの理解である。本稿でも示したように、ルーマンのデモクラシー論において要となっているのが政党である。本書で登場する別の論者においても、例えばジンメルは「政党が利益集団と直結するという現象を否定的」に捉え、ハーバーマスは政党に代表される「中間団体や行政による公衆の操作」に市民的公共性の原理が機能不全に陥ってしまった原因を見出し、シュミットは「政党による大衆の組織化」こそが「弱い全面国家の成立の原因」であると主張している(91, 137, 176)。

ルーマンにとって政治システムの意義とは「社会における対立を言語による対立へと加工

すること」にあるのだとしたら、その鍵を握っているのは政党である(178)。確かにルーマンが指摘する通り、二値コード化が有する対論的な性質は「政治過程における議論の精緻化」に寄与するであろう(191)。しかし多党制における合理性が他党より多くの議席数を確保することだとして、その目的を達成するための手段には精緻な議論以外の様々な選択肢がある。少なくとも与党の側には、利益供与による動員と支持者の固定化により多数派の維持を図るというジンメルやシュミットが危惧した事態へと陥る誘惑が常に伴うのであろう「7。もちろんルーマンは「政治のコードの日常生活への拡散」は「分化の解消を引き起こす」として警戒の対象としている(189)。しかし逆に言うならば、政治過程のおける議論の精緻化が多党制において意義を持ち得るのは、政治のコードが日常生活へと拡散していない限りである。従って国家と社会とを媒介する存在として政党を位置づけるのであれば、政党は「あらゆる勢力に対して中立的」であるという指摘をするだけではなく、政党の内部構造や政党支持の仕組みにも踏み込んだ検討が必要となるだろう(179)。

3つ目がルーマンのホッブズ理解である。法治国家の特徴としてルーマンは「純粋に政治的で、宗教的な基礎づけをもたない役割システムが、法の完全な支配を要求」したことに注目している(172)。同時にルーマンは「自然法の妥当から実定法の妥当」への転換に着目し、19世紀こそがその転換点だと主張している(173)。ただし本書によれば、同時期の別の論文でルーマンは「16世紀の宗教戦争」や「その直後の自然法論」に画期を求めている(171, n.5)。ではなぜルーマンは他の時期・他の基準ではなく、19世紀における実定法の妥当こそが機能分化社会への転換の画期だと結論するに至ったのか。政治学史やシュミットとの対抗関係を踏まえつつ、このルーマンの選択の意義を検討するのであれば、ホッブズの読解が焦点になると思われる。

まずはシュミットの法律概念を確認しておこう。シュミットは絶対主義的思考と立憲主義的・議会主義的思考とを両者の法律概念の違いに即して対比している。シュミットによれば、絶対主義的思考は法律を「人の意思(voluntas)による個別的な命令ないし措置」と捉えるのに対し、立憲主義的・議会主義的思考は法律を「理性(ratio)による一般的な規範」と捉えているのである(132)。立憲主義的・議会主義的思考の相対化を試みるシュミットにとって、法律を作るのは真理ではなく、主権者の意思であり、その権威であるとの主張を行ったホッブズこそが、自らの先達であった(樋口 2017: 5, 17–8)。このホッブズの議論への着目を通じてシュミットは、法律の背後には何かしらの人の意思が存在することを指摘した上で、「実定的な意味での国制を成立させる憲法制定権力による一回限りの決断の存在を示そうとした」のである 18 (153)。

このシュミットの議論に対してルーマンは、「法治国家という国制の基礎を「政治的決断」に委ねてしまう」との批判を向けている(154)。というのも法治国家の基礎に政治的決断の存在を確認するシュミットは結果として、法治国家の概念が「多様な国体と結合」することを許容してしまうからである(174)。対してルーマンは、主権者の決断により法治国家が様々な国体と結合してしまう危険性を除去するため、法治国家の理念を支えうるのは、特定の主権者の決断ではなく、より基底的な社会構造であるとの指摘を行い、その社会構造を機能分

化と呼んだのであった。この機能分化という社会構造上の基礎を特定した上でルーマンは、 法治国家の概念を「政治が、自らの決定によって生み出される法によって、自身を拘束する という再帰的なメカニズムの表現」として再解釈したのであった<sup>19</sup>。

このルーマンの立論は、シュミットによる批判から法治国家の理念を救い出す戦略としては有効である。しかし政治を拘束するのが法だとして、その法を生み出すのは政治の決定であるという議論、即ち「政治の自己拘束」に着目する議論は、法治国家の維持可能性を、専ら政治システムとデモクラシーに頼る議論でもある(172)。本書の第5章では、政治システムとデモクラシーに関するルーマンの議論が検討されているが、それを踏まえて法をどのように捉えるべきなのかが、検討すべき課題として考えられる20。言い換えるならば、ルーマンはホッブズをどのように捉えていたのか。ルーマンがホッブズではなく実定法の妥当に着目するに至った経緯こそが解明すべき課題である(171, n.5)。

4つ目がルーマンによる国家の位置づけである。本書で明確に述べられているように、ルーマンは「自立性を獲得した政治システムに端を発する」形で機能分化社会が崩壊し、自由主義的自由が失われる危険性に警鐘を鳴らしている(161)。この危険に対処すべくルーマンは、自立した政治システムを「限界づけ」ることに注力しているのであった。逆から言うならば、機能分化社会にとっての最も大きな危険は、政治にあるとルーマンは考えていたのである(164)。ではこのルーマンの現状判断は何に由来するのであろうか。例えばシュミットは「政治的なるものに固有の領域」を脅かしているのは、倫理と経済であると考えていた(163)。またルーマン自身も機能分化社会においては「政治に代わって経済が社会の中心的な要素と考えられるようになった」と指摘している(171, n.6)。では、機能分化社会を脅かすのは、経済やその他の要素ではなく、専ら政治であるとルーマンが判断する根拠はどこにあるのだろうか。

この疑問は、私たちが政治や国家を持つ意味は何なのか、という問いに結びつくものでもある。政治や国家が自由主義的自由を危険にさらしかねない存在であるのは事実だとして、政治や国家が危険をもたらす存在でしかないのだとしたら、政治や国家にそれ自体としての存在意義は見いだせないことになる。しかしモールが主張しているように、「個人一人の力では除去しえない環境要因のせいで、特定の人々の陶冶の可能性が制限されているときには、国家の介入が不可欠」と考えるのであれば、政治や国家にも一定の積極的意義が存在することになる(43)。ではルーマン自身は政治や国家の積極的意義をどのように考えていたのだろうか。政治や国家ではなく、より「基底的な社会構造」としての機能分化社会を論じるというルーマンの理論的選択は、社会学者としては当然かもしれない(25)。しかし逆に言うと、国家と社会との自由主義的区別に代えて、機能分化社会という枠組みで議論を展開するというルーマンの選択は、政治や国家の積極的な意義の検討という課題を論じにくくしてしまったのも事実である。もちろんこの問題は、ルーマンのみに当てはまる難点ではなく、政治や国家を社会学的に論じようとする議論が潜在的に抱えている課題でもある 21。

# 7 終わりに

ルーマンが描き出した政治と社会を一世紀以上も前に憧憬していたのが、第1章に登場するモールである。議会制を論じるに際してモールが着目していたのは、「議会優位型の議院内閣制」であるのか、それとも「統治権力=政府(Regierung)と議会が互いに自立した権力として存在しているのか」という相違である(57)。モールによれば前者に当てはまるのがイングランドであり、フランスとドイツは後者である。両者を比較してモールは「国家権力の一元化と対立の制度化が達成」されているイングランドの議会制を高く評価していた。というのもイングランドにおいては「議会の多数派を占める政党」が「統治権力=政府」を完全に掌握し、「政府と議会の一致」が実現されているからである。しかし同時にモールは、イングランドにおける国家権力の一元化を指摘する一方で、そこでは「対立の制度化」もなされており、「一党独裁」が許容されていない点も強調している。ここで言う対立の制度化とは、対立が「議会での多数派獲得をめぐる政党間の言語のみを手段とする闘争へと縮減されている」ことを意味している(58)。

モールはイングランドにおける「水平的な対立によって特徴づけられる政治システム」を高く評価していた。しかし同時にモールは「ドイツ諸領邦において根強く残存することとなった君主とフォルクの二元主義」を前に、その理想を捨てざるをえなかったのである(63)。従って、国家と社会の自由主義的区別による自由主義的自由の保障というモールの構想は、当時のドイツの現実を前にモールが提示するしかなかった次善の策である。ルーマンの提示した政治理論、社会理論とは、一世紀以上を経た後のドイツにおいて、モールがイングランドに見出した理想を復権しようとした試みである。本書で描き出されたのは、モールが次善の策として提案した選択肢が結果として引き起こしてしまった混乱を相対化し、モールが断念した選択を可能とする基盤を定式化するための苦闘であったのかもしれない。

# 注

- 1 政治学者による本書への言及は存在する。ただしその言及は「カール・シュミットとの対抗関係においてルーマンの「市民的自由主義」を描き出している」というものであり、内容に立ち入った検討がなされているわけではない(野口 2018: 63, n.15)。社会学者による本書への言及としては「ルーマンにおける機能分化社会の原像を 19 世紀ドイツにおける市民的自由主義の系譜に位置づける論考」という評価がある(坂井 2016: 174, n.1)。
- 2 『社会学評論』に収録された論文のタイトルを対象として検索をしてみたところ、2020 年 9 月現在、「シュミット」という語の含まれている論文は、本書の著者の論文しか存在しなかった。また「モール」という人名をタイトルに含む『社会学評論』の論文はゼロである。しかし視野を社会学の外にまで広げるならば、本書が分析の対象とする学説の選択は正統的である(木村 2000: 林 2016)。
- 3 本書では必ずしも明言されていないが、この位階的秩序像とは後のルーマンの用語で言う「成層的な社会秩序」にあたるものである(186, n.23)。
- 4 従って、特定の機能システムが「他を圧倒する権威を獲得したとき」には、「分化の解消」が生じ、 「近代社会における機能分化社会の対概念としての〈全体主義〉」が生じるのである(218)。
- 5 位階的秩序像において個人が「全体の部分としてシステム目的を達成するための手段」として位置 づけられていた点に通じる。
- 6 この論点は「自由主義的国家理論」に対する批判としても展開されている。本稿の第5章第1節を

参照のこと。

- 7 本書において市民という用語は、「個人主義的・資本主義的な利益追求の場」である「市場経済システム」の参加者としての側面が強調された「ブルジョワ」とは異なる側面に光を当てるために使われている(8-9)。しかし同時に本書は、市民社会を「国家でも経済でもない」領域と捉える議論に対しても「歴史的存在としての市民社会に関する理解が矮小化」されているとして、距離をとる(11)。本書によるならば、市民社会の成立を担った市民層は、「経済的自由主義のみならず、政治的自由主義や核家族に代表される都市的生活様式に至るまで、近代を彩るさまざまな制度や価値や理念の伝道師」であった。市民層が伝道した価値として本書で挙げられているのは、「他者に対する寛容や教養、自立性」である(11-2)。本書の表紙を飾るカイユボット《パリの通り、雨》に描かれている「都市の公共空間」を歩きながら「社交を享受」する「裕福な市民たち」は、「都市における社交とそれを通じて育まれる高度な文化」の基盤を担っている人々なのであろう(小山 2017: 152)。
- 8 この点については、本稿の6章を参照のこと。
- 9 モールの言う法治国家の意味内容は、シュミットが批判対象として再構成した市民的法治国家よりも広い点に留意しておく必要がある。シュミットによる概念化の特徴については、本稿の第4章第3節で説明する。
- 10 このような発想の広がりは、後者の変化を引き起こす背景でもある。
- 11 従ってモールが追求したのは、「法治国家の諸原則に即した社会学」であり、その利益が行政によって支援されるべきものなのか否かを、自己陶冶の可能性の確保という法治国家の原則に照らして、判断するための学問としての社会学である(43)。
- 12 本書では「弱い全面国家」と「強い全面国家」について特に説明がなされていないが、「弱い全面国家」とは「社会集団の諸利害に翻弄」される「自由主義的な多元国家」であり、「強い全面国家」とは、「自由主義的規範主義的な国家による制約から解放」され、頂点たる大統領を軍部と官僚が支える国家である(蔭山 2020: 151)。なお蔭山の言う「全体国家」とは本書の「全面国家」と同一である。
- 13 政治領域における対立が市民社会の各領域との対立に連動する事態を想像するのは難しいかもしれないが、20世紀前半のヨーロッパにおいてはそれほど特異な事態でもなかった。例えばウィーンという都市を事例としてそのような対立状況を描写した研究として、参照(田口 2008)。
- 14 権力分立とは国家権力を例えば執行権と立法権といったように分割して組みあわせる制度のことを 意味する。対して基本権とは、権利保障のことを意味する(樋口 1989: 35)。権力分立に関するルー マンの考えについては第5章第3節で説明する。
- 15 従ってルーマンの言う多党制とは、複数の政党が自らの政策に対する支持を選挙民に訴え、選挙を通じてその支持の相対的な多さを決する政治システムを意味しているのであり、政党の数は2であっても、それ以上であっても、本質的な違いはない(209, n.52)。
- 16 ルーマンは「否定が完全に排除される相互行為空間としての社交」において、「成層分化を徐々に解体するための理論的な装備が整えられ」、機能分化への構造転換がなされたと指摘する一方で、機能分化成立後の社交については、「極めて消極的な評価」しか与えていない。本書によるとこのルーマンの評価の背後にあるのは「社会の中で社会を代表(repräsentieren)する審級を想定することの拒絶」である。逆に言うと「近代社会における相互作用の脆弱さ」に留意しているからこそ、ルーマンは「否定が遂行される次元における否定の処理形式の精緻化」へと向かったのである。具体的には「時点化」という否定の処理形式、即ち「過去や未来への移転による否定の除去」である(186, n.23)。
- 17 もちろん野党の側にも、支持者を広げるべく、政権交代が実現された後の利益供与を約束する、という戦略が選択肢として常に存在する。
- 18 実定的な意味での国制とは「政治の単位たる国民 (Nation) としての自覚をもつに至った国民 (Volk) が、憲法制定権力」を行使して実現したものである。しかしシュミットによれば「近代的な国家は、民主国家であろうと主権国家である限りは、自らを至高者=絶対者として措定する」「絶対主義起源の主権の論理を、本来的に有している」のである。この後者の側面に注目するのが絶対的意味での国制である (石川 2007: 54)。

- 19 本稿の第5章第3節を参照のこと。
- 20 ルーマンの議論からは離れるが、法を「長年積み重ねられた叡智」と捉えるデュルケムの指摘を踏まえるならば、法をデモクラシーと並ぶ「時点化」の形式と見なすことも理論的には可能であると思われる(流王, 2019: 156)。
- 21 例えばデュルケムに即して説明するならば、分業に対する社会的規整という有機的連帯を可能とするメカニズムが、分業の進展により自ずから形成されるという枠組みに基づいていた『社会分業論』では、国家に積極的な意義が認められていなかったのである(流王 2019: 208)。

# 汝献

海老原明夫,1987,「ドイツ国法学の「国家学的」方法について」国家学会編『国家学会百年 記念 国家と市民 第1巻 公法』有斐閣,pp. 355-85.

石川健治, [1997] 2007, 『自由と特権の距離——カール・シュミット「制度体保障」論・再考「増補版」』日本評論社.

林知更,2016,『現代憲法学の位相――国家論・デモクラシー・立憲主義』岩波書店.

樋口陽一,1994,『近代国民国家の憲法構造』東京大学出版会.

-----, 2017, 『抑止力としての憲法——再び立憲主義について』岩波書店.

蔭山宏、2020、『カール・シュミット——ナチスと例外状況の政治学』中央公論新社、

木村周市朗,2000,『ドイツ福祉国家思想史』未來社.

小山裕,2015、『市民的自由主義の復権——シュミットからルーマンへ』勁草書房.

長岡克行, 2006, 『ルーマン/社会の理論の革命』勁草書房.

日本社会学会,2019,「日本社会学会奨励賞規程」,日本社会学会公式ウェブサイト,(2020年9月10日取得,https://jss--sociology.org/prize/regulation/).

野口雅弘、2018、『忖度と官僚制の政治学』青土社.

流王貴義,2019,『デュルケムの近代社会構想——有機的連帯から職能団体へ』ミネルヴァ 書房.

坂井晃介, 2016,「政治システムの学術システムとの共進化——19 世紀ドイツにおける「国家と社会の区別」を事例として」『ソシオロゴス』40: 173–93.

田口晃, 2008, 『ウィーン——都市の近代』岩波書店.

(りゅうおう たかよし、東京女子大学、ryuo@lab.twcu.ac.jp) (査読者 飯島祐介、河合恭平)